

衆議院 予算委員會 議 録 第十四号

令和三年二月十九日(金曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 金田 勝年君

理事 後藤 茂之君 齋藤 健君

理事 橋本 岳君 藤原 崇君

理事 細田 健一君 山際大志郎君

理事 奥野総一郎君 辻元 清美君

理事 濱地 雅一君

秋葉 賢也君 秋本 真利君

伊藤 達也君 石破 茂君

今村 雅弘君 岩屋 毅君

うへの賢一郎君 江藤 拓君

衛藤征士郎君 小倉 将信君

鬼木 誠君 神山 佐市君

河村 建夫君 北村 誠吾君

佐々木 紀君 斎藤 洋明君

菅原 一秀君 鈴木 貴子君

鈴木 憲和君 田中 和徳君

武部 新君 津島 淳君

根本 匠君 野田 毅君

原田 義昭君 古屋 圭司君

村井 英樹君 山本 幸三君

山本 有二君 渡辺 博道君

今井 雅人君 尾辻かな子君

大西 健介君 逢坂 誠二君

岡田 克也君 岡本 充功君

川内 博史君 玄葉光一郎君

小宮山泰子君 後藤 祐一君

末松 義規君 高木 錬太郎君

武内 則男君 本多 平直君

道下 大樹君 村上 史好君

森山 浩行君 山岡 達丸君

吉川 元君 太田 昌孝君

濱村 進君 吉田 宣弘君

笠井 亮君 藤野 保史君
宮本 徹君 青山 雅孝君
藤田 文武君 浅野 哲君
西岡 秀子君

財務大臣 麻生 太郎君

総務大臣 武田 良太郎君

外務大臣 茂木 敏充君

文部科学大臣 萩生田光一君

厚生労働大臣 田村 憲久君

農林水産大臣 野上浩太郎君

経済産業大臣 梶山 弘志君

国土交通大臣 赤羽 一嘉君

環境大臣 小泉進次郎君

防衛大臣 岸 信夫君

国務大臣 加藤 勝信君

内閣官房長官 平沢 勝栄君

国務大臣 小此木八郎君

(復興大臣) 河野 太郎君

(防災担当) 坂本 哲志君

国務大臣 西村 康稔君

国務大臣 平井 卓也君

(情報通信技術(I-T)政策担当)

(デジタル改革担当)

(経済財政政策担当)

(国務大臣)

(東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当)

財務副大臣 九川 珠代君

政府参考人 伊藤 涉君

(内閣官房内閣審議官) 向井 治紀君

(内閣官房内閣審議官) 梶尾 雅宏君

(内閣官房内閣審議官)

(内閣官房内閣審議官)

(内閣官房内閣審議官)

(内閣官房内閣審議官)

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人 高田 陽介君
備推進本部事務局次長
政府参考人 荒井 仁志君
(国家公務員倫理審査会事務局局長)

政府参考人 村手 聡君
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人 原 邦彰君
(総務省大臣官房長)

政府参考人 前田 一浩君
(総務省大臣官房総括審議官)

政府参考人 川窪 俊広君
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人 湯本 博信君
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人 白岩 俊君
(総務省行政評価局長)

政府参考人 秋本 芳徳君
(総務省情報流通行政局長)

政府参考人 瀧本 寛君
(文部科学省初等中等教育局長)

政府参考人 大島 一博君
(厚生労働省大臣官房長)

政府参考人 正林 督章君
(厚生労働省健康局長)

政府参考人 鎌田 光明君
(厚生労働省医薬・生活衛生局長)

政府参考人 伊原 和人君
(厚生労働省政策統括官)

政府参考人 水田 正和君
(農林水産省生産局長)

政府参考人 伊原 和人君
(農林水産省大臣官房審議官)

政府参考人 矢作 友良君
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人 飯田 祐二君
(資源エネルギー庁次長)

政府参考人 松山 泰浩君
(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人 飯田 健太郎
(中小企業庁事業環境部長)
政府参考人 村上 敬亮君
(中小企業庁経営支援部長)
政府参考人 蒲生 篤実君
(観光庁長官)

政府参考人 鳥居 敏男君
(環境省自然環境局長)

政府参考人 岡 真臣君
(防衛省防衛政策局長)

政府参考人 土本 英樹君
(防衛省整備計画局長)

政府参考人 武田 博史君
(防衛装備庁長官)

参考人 文換 誠一君
(東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長)

参考人 宮岡 宏信君
(経済産業委員会専門員)

参考人 小池 章子君
(予算委員会専門員)

委員の異動
二月十九日

辞任 補欠選任

岩屋 毅君 齋藤 洋明君
うへの賢一郎君 鬼木 誠君
河村 建夫君 武部 新君
根本 匠君 鈴木 憲和君
渡辺 博道君 津島 淳君
今井 雅人君 武内 則男君
大西 健介君 吉川 元君
逢坂 誠二君 尾辻かな子君
岡田 克也君 末松 義規君
岡本 充功君 道下 大樹君
玄葉光一郎君 村上 史好君
後藤 祐一君 山岡 達丸君
本多 平直君 高木 錬太郎君
森山 浩行君 小宮山泰子君

て、十五分じゃ足りなければ三十分にするとか、それはきちんと是非やっていたらいいと思います。

それからもう一つ、緊急時の対応として、エビネフリンの用意、これは絶対にするはずだと思いますけれども、それだけじゃなくて、さつき言ったように、気道閉塞して息がでなくなるといのが命を奪う可能性があるわけですね。

先ほど御紹介したようなJAMAの記事によれば、七人、気管挿管を実際に行っているわけですね。ということ、気管挿管しなければこの方は亡くなっているわけですね、普通で考えたらそのままICUに十八人、これを上回る方が入っているわけですね。

それを考えると、エビネフリンを用意しておけばいいというものではなくて、マスクでもって換気するマスク換気であるとか、それから、本来であれば、最初の方は、挿管器具をきちんと用意しておいて、何かあったらすぐ挿管できるようにしておいて、何か対応しないと、お医者さんによっては、基本的にできるはずなんですけれども、やはりそれは上手、下手もありますし、経験もあるもので、そういったこともやはり気を配る必要があると思います。

特に、若い方に打つようになると、逆により必要になってくるかなと。要は、コロナで亡くなることのない方が副反応で亡くなるようなことがあつては、最初に申し上げましたけれども、それは絶対に防止しなきゃいけないことだと思つています。

そういったことに関して厚労省は今どう考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○田村国務大臣 接種会場で、おっしゃられるとおり、まず、責任者、何か急変があつたときの責任者をちゃんと決めておくということ。それから、今エビネの話もありましたけれども、そういう製剤ですね。それから、あわせて、救急用のいろいろな処置ができる、そういう物品、こういうものもおそろえをいただくということ。何よ

り、何かあつたときに搬送しなきゃいけませんから、対応していただく医療機関でありますとか搬送方法、こういうこともしっかりと決めておくこと。

本当に、言われたとおり、アナフィラキシーが起ったときに十分に対応できるような、そんな体制というものも含めて対応いただくということが前提条件になってまいりますので、しっかりと、今もお伝えさせていただいておりますけれども、更に徹底をさせていただきたいというふうにも思っております。

○青山(雅)委員 私がこれを開いたのは、別に何か世間を怖がらせるとかそういうことではなくて、アナフィラキシーショックに関しては、対応さえきちんとしてれば救命できる可能性が高いわけですね。イギリスやアメリカは実際にそうできていくから、日本でそこが一方が一手抜きがあつて亡くなることが出れば、これはもうワクチン接種事業に大きな差し障りが出るということなんです、二重三重に、今言つたような挿管器具の用意、厚労省に事前に聞いたところによると、そのお医者さんが持つているかどうかという若干心もとない返事だったので、そんなことを言っていないで、全ての会場に用意する、それをきちんとやっていたらいいと思います。

そういった対策の徹底とともに、情報開示、最初、大臣もきちんとやるよとおっしゃいましたけれども、素早く有害事象、有害事象の段階で、因果関係があるかどうかは別として、きちんと開示していくことが必要だと思つていますが、この二点について、大臣に改めて答弁をお願いいたします。

○田村国務大臣 副反応、重いもの、今言われたようなアナフィラキシーでありますとかギラン・バレー症候群でありますとか、こういうことが起こつたものは、これはしっかりと報告をいただき、そして、PMDAに集まつた事例、これを審議会におかけをして、そして、因果関係のあるなし、分からない関係なしに集めた上で、ちゃんと御評価をいただいて、その上で情報公開して

いく。審議会の方も今までもよりも頻度を増やさなきゃいけないというふうにも思っておりますし、何か緊急なことがある場合には緊急にお開きをさせていただいて対応いただくということをお願いをいたしております。

あわせて、今ちよつと先行事例で、医師の方々数万人に打つていただいております。この方々は、健康調査という形で、観察日誌みたいなものをおつけをいただくわけですが、そこは比較的、症状がある方がなかるうが軽からうが、いろいろな、腫れや痛みというものも含めて日々おつけをいただくという形になります。

こういうものに関しても、先行事例でございますから、これを集めまして、比較的軽いものが多いと思つても、こういうものも、どういふような頻度でこういうものが発症しておるかというところも含めて、国民の皆様方へしっかりと情報開示してまいりたいというふうに考えております。

○青山(雅)委員 最後、一点だけ。ワクチンに関しては是非よろしくお願いいたします。そして最後、春先、国は、発熱患者の診療をある程度回避するという目的もあつたと思つています。三十七・五度が四日続かなければ診療を受けるなというふうなミスリードをした部分否定できないと思つております。

今では町のお医者さんも診てくれますし、PCRに限らず抗原検査もあるので、発熱などがあつた場合には積極的に受診するようにということ、是非、厚労大臣から今きちんとおっしゃっていただきたいと思うんですけれども、お願いいたします。

○田村国務大臣 今、発熱があればということもそうですし、あと倦怠感でありますとか息苦しき、こういうものがあつた場合は医療機関をお受けいただきたい。特に基礎疾患のある方々はしっかりとこういう形で、重症化するおそれがありますから、お受けをいただきたいということでお願

いいたしております。

今委員おっしゃられたとおり、今はもう既に、診療・検査外来といふか医療機関といふもの、もう二万八千、九千だと思つていますが、それぐらい登録をいただいておりますので、以前よりかは、いろいろな形で検査を受けやすくなつておるといふふうに思つておりますので、是非とも国民の皆様方にも分かつていただくように、更に我々周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○青山(雅)委員 時間が参りました。是非、今の点、積極的な広報もよろしく願ひします。どうも今日はありがとうございました。

○金田委員長 これにて青山君の質疑は終了いたしました。

次に、浅野哲吾。
○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。まず、本日お配りした資料の一を御覧いただきたいと思つています。こちらには、日本を含め幾つかの諸外国の、現在行われている中小企業向け給付金の比較表を掲載しております。まだお手元がない方もいらつしやるかもしれません。例えば、フランス、英国、ドイツを今例示しておりますけれども、いずれも、事業者が営業制限の影響を受けた場合、給付金が既に支援策として用意されております。

フランスを見ますと、休業した場合でも、あるいは営業制限の、休業には至らなくても影響を受けた場合でも、約百二十八万円相当の給付が、最大、上限値として設定されておりまして、また、ドイツにおいては、売上高の七五%相当を給付するような支援策もあるということでございます。

こうした諸外国の動向も踏まえて、本日、まず最初に、日本国内でこれから実施されようとしております一時支援金について質問をさせていただきます。少し昨年のごことを振り返りたいと思つていますが、

昨年、持続化給付金というのがございました。中小企業、個人事業主、最大二百万円までの給付を行われていたわけですが、この最大二百万円という数字がどのような根拠で、どういった要素で算出されたのかというのを、簡潔にまず教えてください。

○飯田(健)政府参考人 お答えいたします。

令和元年中小企業実態基本調査における二〇一八年度実績によりまして、従業員五十人以下の中小法人につきまして、地代家賃等の固定費が年間約四百万円程度、個人事業主では年間約二百万円程度というふうになってございます。

持続化給付金は、このような推計も勘案しながら、売上高が少なくとも半減する事業者に対して、年間のこうした法人、個人の支払い負担の半分程度に相当する額として、法人に二百万円、個人に百万円を上限に給付を行うという考え方に基づいております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

平均値の半分程度ということで二百万という数字が決まったということですが、その上で、今回、一時支援金の制度設計に当たっては、この支給水準の検討に当たって、この持続化給付金の水準を参照しながら決めたということを事前に関がされておりますが、この一時支援金の上限額、今回、最大六十万円というふうになっておりますが、この六十万という数字がいかなる要素、根拠で決まっているのか、こちらも改めて御説明をいただけますでしょうか。

○飯田(健)政府参考人 お答えいたします。

ただいまの委員の御指摘のとおりでございます。先ほど御答弁申し上げました持続化給付金と同様の調査に基づいて設定をしております。

ただし、対象期間につきましては、持続化給付金のように年間ではなく、今回、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業などにより影響を受ける三か月分ということで、その固定費の半分程度に相当する金額として設定してございます。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

一時支援金の算定要素というのは、先ほど持続化給付金のときに御紹介いただきました、従業員五十人以下の企業が負担している固定費の平均値から算出したものを使っているということでありました。

実は、平均値を出した際の基データとして令和元年度中小企業実態基本調査というのがございますが、こちらの内訳をもう少し細かく見ていきますと、この五十人以下というのが一つのカテゴリリーではなくて、実は、五十人から二十一人まで、二十人から六人まで、五人以下という三つのカテゴリリーに分けられて、それぞれ調査をされておりました。

実際、それぞれ、一番少ない五人以下という企業においては、平均値が、私の確認によれば年間百八十九万円、六人から二十人の企業の場合、二百七十六万円、法人企業、二十一人から五十人の規模の場合、かなりちよつと増えますが、千二百三十八万円、さらに、ここに個人事業主の要素も加えて平均約四百万円ということなのでございまして。

私が言いたいののは、これは全体平均を取って四百万の半分で二百万だ、それをベースに今回六十万円というふうな計算をしているんですが、あくまでも、やはり、今のように事業規模、従業員規模別に見ますと、かなり格差があります。

当然ながら、一店舗で完結している事業者と複数店舗を持つ事業者があるわけですから、店舗単位ではなく事業者単位での給付になっている。

これが一つ目の指摘したい問題点でありまして、このような、規模に応じて実はかなり固定費負担に格差がある中で、これを一律に給付してしまふ、しかも法人単位で、事業所単位、店舗単位ではないというふうにしたことは、これはいささか現場の実態に沿わないんじゃないかということをお指摘申し上げて、この点の改善ができないのか。この点について、事務方、答弁をいただければと思うんですが。

○飯田(健)政府参考人 お答え申し上げます。規模別にに応じて支給の上限額を変えるべきではないかという御指摘でございます。

今申し上げたような積算という判断に基づきまして、三か月分の固定費の半分程度に相当する金額として設定したものでございます。あくまでも平均額ということでございますけれども、五十人以下で九五%の中小事業者が対象になるということもございまして、平均的な事業者についてのカバーはこれでできていくというふうにご考えております。

一方で、御指摘のように、事業規模によってもちろん差はあるわけでございますけれども、それは様々な地域あるいは事業の実態によつて変わってくるものだろうと思っております。地域や事業の実態に応じた支援につきましては、それぞれの地域あるいはそれぞれの事業において行われているのが適当というふうにご考えております。

○浅野委員 今、九五%カバーしているから大丈夫だという御発言があったんですけども、確かに、九五%の企業に対して何らかの金額は行くとお思います。ただ、その支援した金額がその事業者にとつて十分なのかどうか、支援として有効性があるのかどうか、そこが大事なポイントかと思っております。是非そこは、これ、制度設計が終了しているわけではなく、まだ詳細は検討も続いているというふうにも聞いておりますが、この点、是非御考慮をいただきたいということをお申し上げさせていただきます。

そして、二つ目の問題点をちよつと指摘したいと思っておりますが、二つ目は、今回、一時支援金の対象者が緊急事態措置の影響を受ける事業者に限られているところでございます。さきの新型インフル特措法改正で蔓延防止措置も新設をされました。その中でも罰則規定つきで一部時短要請をする権利が行政に与えられておりますが、この蔓延防止措置、なぜこれが範囲に含まれないのか、なぜ緊急事態に限定されているのか、まずは

この点について答弁をいただきたいと思っております。

○飯田(健)政府参考人 お答えいたします。特措法に基づく基本的対処方針におきまして、緊急事態措置地域では、全国的かつ急速な感染症の蔓延防止のために、外出自粛要請に加えまして飲食店の時短営業要請が行われますけれども、その実施、時間共に都道府県知事の裁量はないというふうにご承知しております。

一方、緊急事態措置地域外にありましては、蔓延防止等重点措置を行う地域を含めまして、自治体の裁量により、時短営業要請を行う対象区域などに差異があるというふうにご承知しております。

したがって、影響を受ける事業者も様々でありますことから、国による一律の制度ではなく、地域の実情に応じて地方創生臨時交付金を積極的に御活用いただいて、飲食店のほか、影響を受ける事業者を支援することがより効果的であるというふうにご考えてございます。

したがって、一時支援金といたしましては、緊急事態宣言による影響を受けた事業者を対象に、緊急事態宣言の期間、措置を講ずる、このような考え方に基いて支援してございます。

○浅野委員 今、答弁のポイントとしては、緊急事態の場合は、国がかなり詳細まで決める、蔓延防止措置の場合は、自治体に裁量があるから臨時交付金も活用してという話でした。

ただ、蔓延防止措置の実効性を担保するために罰則規定を設けているのは国の法律でありますし、その新型インフル特措法六十三条では、国の支援規定も新たに設けられております。こういった中で、本当に、臨時交付金でやっているから大丈夫だというような姿勢を中企庁が取っているのかどうか、やはりここに私は問題意識を持っておりまして。

その上で、ちよつと西村大臣にお伺いをしたいと思います。

今、臨時交付金の話が出ました。蔓延防止等重点措置の影響を受けた者に対する協力金、臨時交付金の中での支援というのは今どのような検討状況にあるのか、教えていただけますでしょうか。

○西村国務大臣 お答え申し上げます。

もう御案内のとおり、緊急事態宣言の対象地域においては協力金は月額換算最大百八十万円、それ以外の地域は月額換算で最大百二十万円という形で協力金を交付させていただいております。

その上で、蔓延防止等重点措置に係る支援内容についてでありますけれども、まさにエリアを絞って、都道府県知事が要請の内容もどういった内容にするか判断をしていくことになりまして、そういった措置の内容、何時までの時短とすのか、そういった業種にするのかということも含めて、そして、それによる経営への影響の度合い、こういったことを勘案して、公平性の観点あるいは円滑な執行、こういったことも配慮して、十分な理解が得られるように検討を進めているところであります。

そして、先ほど来、この資料もいただきました、私も、アメリカやドイツやフランス、英国、こういった仕組みも研究をしながら、まさに経営への影響の度合い、これを勘案して、引き続きしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

ちよつと済みません、御答弁をいただきました内容のポイントだけ確認させていただきたいんですが、地方創生臨時交付金の協力要請推進枠の活用を通じて、蔓延防止措置の影響を受けた事業者に対して支援ができるような検討を今されているという状況だという理解でよいのかどうか、その点だけ、支援する意思があるというところを確認させていただきたいと思っております。

○西村国務大臣 まさに協力要請推進枠でありますので、これは知事が、今念頭に置いているのは飲食店が対象となっているわけですが、飲食店であれば、その事業者に対して何時までの時

短とするか、この要請の内容に応じて、その要請に応じていただけるように支援策を考えていくという、検討しているところであります。

○浅野委員 ありがとうございます。

検討しているということで、この協力金、内閣の方では、この蔓延防止等重点措置の影響を受ける事業者に対する支援策を検討しているというところを確認させていただきました。

その一方で、やはり、この一時支援金の考え方、先ほど申し上げたように、事業者と一つ一つの店舗だけの事業者もあれば、たくさん店舗を持つ事業者もいる。そうした中で、いったん細かい支援をすべきだと思いつく、さらに、今回、蔓延防止重点措置が新設された中で、こうした影響を受ける事業者に対してもしっかりと支援の目を向けていくべき、中企庁は向けていくべきだと思いつく、また、この蔓延防止重点措置の影響を受けた者を今含めない、含められない理由、改めて大臣にお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣 一時支援金については、政府全体で、またコロナ本部で考えた上での決定であります。

そして、できれば規模別というお話もあることも承知しておりますけれども、そういった地方の事情によるもの、地域の事情によるもの、ましては、地域の裁量において、例えば今言った三次補正の手当て、また予備費の手当てというものもしておりますので、そういったものも手当てできるようにすることが政府の共通した認識であります。

○浅野委員 コロナ本部の決定に従ってということも冒頭ございましたけれども、やはり国民、事業者から見ると、協力金ももらえないからという事業者もいらつしやるかもしれません。制度の詳細まで、私、今回見させていただいた中で、中小企業の支援をつかさどる中企庁がもっとやはり前向きに、積極的に支援の姿勢を固

民に見せてほしい、それは一つ思ったところであります。

それぞれの省庁で役割分担や財源の整理等があるのも承知しておりますが、やはり中小企業庁こそ中小企業を守る最終のとりでだということから現場では思われておりますし、中企庁がこれから現場の事業者に頼りにされるような存在になっていくためには、今回、やはりこういった点には是非配慮をいただきたい、これから、これで終わりではないと思っておりますので、今後の支援策の中で是非そういった要素は取り入れていただきたいと思っております、大臣の方から御見解をいただければと思います。

○梶山国務大臣 売上げの減少によって給付金を支給するというところでありますけれども、その売上げの減少額によって、また様々な制度もあるわけでありまして、そういったものも含めて御利用をいただきたいと思っております、ただ、その売上げ、規模によって給付の仕方があるんじゃないかという考え方もあります、やはり一律に配っていくという考え方の下に、またセーフティネットとして政府全体で、中企庁の責任があるだろうということでありまして、政府としても、そこは中企庁だけではなかなかやはりしっかりと捉え切れな部分もあるねということの中でこういう制度になつていくということを御理解いただきたいと思っております。

○浅野委員 今後の支援策の議論の中でも、是非この点は議論させていただきたいと思っております。次の質問に移りたいと思っておりますが、今度は西村大臣にお伺いしたいと思っておりますが、コロナ支援策、今たくさんございます。官邸のホームページを開くと、いろいろな省庁が所管している支援策がずらりと一覧表で出てくるのも確認をさせていただきました。一時期よりも改善されているのも確認しております。

ただ、やはりこれ、一つ一つの支援策は本当に省庁の皆さんが一生懸命考えてつくられた支援策なんですけれども、今日私が提起したいのは、単

体、単体ではなく、もう少し組合せ、パッケージで活用を促進していくべきではないのか、こういった視点から幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初、事務方で結構ですけれども、今、コロナ支援策、様々なございますが、それぞれの利用状況について概要を教えてくださいたいと思っております。

○西村国務大臣 事業者への支援として、持続化給付金は先ほど梶山大臣からもございました、五・五兆円、四百二十二万件給付をしております。家賃支援給付金につきましては約百万件に約八千七百億円、それから雇用調整助成金は約二百五十九万件に約二・八兆円、それから無利子無担保の融資は約百九十万件に約三十三兆円でありまして、それから休業支援金、これがこの国会でもかなり、知られていない、使いにくいということではあります、九十四万件の七百二十五億円でありまして、それから緊急小口資金、住居確保給付金、これはどちらかというと個人の方になりますので、あと、小学校等対応助成金もありますけれども、割愛させていただいて、文化芸術の事業者への支援策として約七万件で約三百五十八億円、それから、コンテンツグローバル需要創出促進事業ということで約二万件に対して交付決定を約六百六十億円行っているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、幾つかの各支援策について執行状況を教えてくださいたいのは、本日の資料の二の方を御覧いただければと思います。

こちらは、先日、帝国データバンクが行ったインターネットを活用したアンケート結果を衆議院調査室が整理をしたものでございます。回答企業数は約一万一千社ということで、それなりの統計精度を持ったアンケート結果でございますが、これを見ますと、コロナウイルスに関連した支援策で、利用したと回答があった制度がかなり偏りがあるという印象を私は持っております。

例えば、金融機関からの融資あるいは持続化給付金、雇用調整助成金といったものについては、約三割程度の企業が利用したというふうな回答しておりまして、それなりの普及割合なのかなというふうな思っておりますが、その一方で、例えば、もの補助とかIT導入補助金のような従来からある制度、そして、経営相談といったソフト面での支援というものはなかなか利用割合が高くない、こういった実態がございます。

私の今日御提案したいことは、その裏の、次の資料三の方を御覧いただきたいと思っておりますが、これはあくまでもイメージでございます。

例えば、これまで、私も地元を中心に事業者の皆様の話聞いておりますと、現状の事業を維持したい、運転資金が欲しいと言っている事業者の皆様が一つ。もう一つは、感染対策をしたいんだけれども、その費用負担に困っている事業者。さらには、アフターコロナを見据えて事業再構築をしたい事業者。大まかに、この三つの目的を持つ事業者の方々がいらっしゃいました。

今、既にあるコロナ支援策を眺めてみますと、やはり一つ一つの、例えば持続化給付金とか家賃支援給付金とか今度の再構築補助金、これは、一つ一つの施策は注目をされていく周知がされているんですが、やはり、事業再構築なのか、感染対策なのか、当面の事業維持なのか、こういった目的に応じて、ある程度の組合せというのをひとつと政府から発信していくべきではないかというふうな考えております。

先ほどちょっと触れました、今、官邸のホームページからきれいに整理された一覧表というのが見ることができるとも、こちらがそうなんですが、これを見ても非常に、一見分かりやすいんですが、あくまでも一つ一つの支援策の使用要件と支援内容が分かるんですが、では、どれとどれを組み合わせればいいのかというところについては、なかなか事業者自身では判断が難しいということでありまして、では、専門家に相談すればいいじゃないかという、先ほど示

したアンケートのように、経営相談の利用実態が低いので、個人々での判断に依存しているのではないかと、そんな懸念を持っております。

ですので、是非、事業者がどういった支援を求めているのかという目的に合わせてこの支援策をパッケージにして、できるならば手続も簡素化をして集約をして、これからは行政側の効率化、そして事業者への認知性、分かりやすさの改善というものにつなげていただきたいと思うのですが、これについて、まずは西村大臣の方に御見解を伺いたいと思っております。

○西村国務大臣 大変重要な御指摘をいただいたと思っております。

私どもの今お示しいただいたこの色つきのホームページから一つ一つ整理していくと、おっしゃったような、この資料でお示しいただいたような、事業再構築の場合とか、感染対策の場合とか、これができ上がってくるわけですが、おっしゃるような、一つ見て、あ、これ、うち使えるなと思つて、それ以外見なかったら使えないわけですし、更に言えば、例えば雇用調整助成金も場合によっては、事業再構築の間、何人か休ませるといふときに、あるいは新たな事業に向けて研修をさせるといふときにも雇用調整助成金は使えますので、そういう意味で、一つ分かつたけれども、それ以外どれが使えるか、全部丹念に見ていけば分かるということ御指摘をいただいたというふうな理解をしております。

そういう意味で、今日、このような形で一つの事例として整理をしていただきましたので、私どもも、より今あるこのホームページを更に分かりやすく使い勝手のいいように、どういう形にしていったらいいのか、進化させていきたいというふうな考えておりますし、できることなら窓口、これはむしろ経産省のお話になるかもしれませんが、けれども、私どもが担当している協力金の方は都道府県が窓口で、そして一時金なり持続化補助金なりは経産省の窓口、そして雇用調整助成金はこちらハローワークなり厚労省のお話ということに

なつていきますので、そういったときに、できる限りワンストップで、更にこういったものもありませんよという、それぞれが少し紹介してもらえようということも含めて、更に支援策がしっかりと行き届くように改善を考えていきたいというふうな思っています。

○浅野委員 同様の質問になりますが、経産大臣からも御見解がありましたら、お願いいたします。

○梶山国務大臣 非常に重要な御指摘だと思っております。

経済産業省では、中小企業に御活用いただける補助金を他省庁のものも含めてワンストップで紹介するポータルサイト、ミラサポプラスというものを整備しております。

資金繰り、設備投資、IT化、事業承継など、事業者の目的やお困り事から支援策を検索していただくことが可能だと思っておりますけれども、やはりもう一回、委員のおっしゃった視点から、こういった組合せが可能なのかということも含めて、分かりやすく使えやすくさせていきたいと思っておりますし、このミラサポに関しては、月平均百十七万件のアクセスがあるということでありまして、すけれども、このアクセス数にあぐらをかくことなく、しっかりと分かりやすいようなものを作つてまいりたいと思っております。

○浅野委員 是非よろしく願います。続いては、今度、事業再構築補助金について、本日、ほかの委員の方も質問されておりますが、私からも、ちょっと改善の要望をさせていただきますと思っております。

資料の四と五になりますが、まず四ページの方を御覧ください。事業再構築補助金の概要はもう既にここで説明は割愛いたしますが、見ていただきたいのは、この制度の補助対象外に含まれている公道を走る車両でございます。要するに自動車の部類になりますが、資料五をそのまま見ていただきたいと思います。

これも同じ経産省、中企庁が作った資料の中にあったスライドをそのまま載せておりますが、例えば、今回、業態転換を迫られている飲食業、例えばイトイメンメンだったものをデリバリーにしたりといった業態転換を図るような必要性に迫られております。当然ながら、この絵に描かれているように、元々は店だけでよかったものを、これからはインターネットでの広告手段や、あるいは運ぶための車両、これが必要だということを描いてあるんです。

にもかかわらず、補助対象外ということで、改めて確認しますが、これは事業再構築のための補助金で、今回影響を受ける飲食店は、デリバリーに業態転換が求められるケースが既に多いことが分かっております。にもかかわらず車が対象外というふうな感じにお困りですけれども、是非これは、事務方に事前に確認したら、車は換金性が高いから、不正に取得されてそれを換金されたら困るといふようなことも想定していたそうなんです。

ですけれども、今回は、事前の申請の際に支援機関と一緒に計画を作つたり、あるいは、その後五年間の監査というものが制度の内容に既に含まれておりますから、そこで担保をしていただいで。今回、本場に現場ではそういう業態転換の必要に迫られている状況を考えれば、これは政府がもう少し融通していただいてもいいんじゃないか、そのように思うわけであります。まず、この点について大臣の方にお願いいたします。

○梶山国務大臣 事業再構築補助金は、ウィズコロナ時代を見据えた思い切った新分野展開、業態転換を伴う中小企業の皆様を支援するための設備投資を補助するものであります。補助金適正化法においては、補助金により調達した機器、施設については、補助目的以外の用途への使用は認められておりません。仮に他の用途への使用が認められた場合には補助金の返還事由と

これまではなっているということであり、事務方にもお尋ねいただいたということであり、御指摘の公道を走る車両については、事業計画にも汎用性が高く、事業計画に開く取組以外にも利用できる可能性が高いため本補助金の対象経費としないこととしていた。デリバリーであり、今委員がおっしゃったように、デリバリーであるか否かということも含めて考えていく、また、固定の店舗ではなく移動型の店舗を考えると、いろいろなことがあると思います。

移動販売をするためのキッチンカーに必要な専用資器材、例えば、改造するときそういったものに要する費用であるとか、あとは、宅配するためのオートバイ、従来持っていたという前提ですが、それにつける荷台の購入、ボックス等の購入、そして据付け等については対象経費とするということでも決めているところでもありません。

また、事業用の車両そのものについては日本政策金融公庫の融資対象にはなり得るということ、当初二年間、事業再構築に向けた設備投資に關しては〇・五%引き下げる制度を三月一日から開始するために積極的に活用していただきたいと思っておりますけれども、改造のところでこれは了解を要するということ、現時点では御理解をいただきたいと思っております。

○浅野委員 だが、それも踏まえても、やはり、現場で業態転換が必要ときにキーになるのは車なわけですね。与党側の先生方もさくくなくずいていらしゃいますけれども、是非これも与党側の皆さんも検討していただきたいと思っております。現場が求めている支援は、やはり、この業態転換のために必要なものをしっかり補助してほしいという思いですので、是非よろしくお願いいたします。

○浅野委員 ありますが、この事業再構築補助金については、あくまでも、これから計画を作成して認可を受けた人だけが対象になります。一部、認可を受ける前に事前に着手して

もいというような特例は設けられていくようですね。私も、私が今日指摘したいのは、このコロナ禍で苦しい一年間の中で既に事業再構築に向けて一定の投資をしている方々は、ではどうするんだということでもあります。

これまで頑張った人たちが報われず、これから頑張る人たちだけが報われるのではやはり公平性に欠けるのではないかと思いますので、コロナという緊急時の状況を鑑みて、この件に關しては適度にも検討すべきではないかと思っております。大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣 委員から御指摘ありましたように、事前着手申請を提出して承認された場合には、交付決定前であっても、補助金の制度概要を公表した二月十五日以降の設備の購入契約等を補助の対象とすることといたしました。

しかしながら、事前着手制度の枠組みを超えて、更に遡って支出された経費の補助を認めた場合には、補助金の後押しで事業再構築に向けた思い切った投資が行われたという関係が何ら認められないために、補助金本来の目的から逸脱した支援になってしまうと考えております。このことから、遡及適用というのは大変困難であると思っております。

なお、昨年は、ものづくり補助金やIT導入補助金、持続化補助金等によって、感染症対策など経済活動の面立に資する設備投資や販路拡大などの形で一定の新分野展開や業態転換の取組を後押ししてきた点もありますけれども、併せて御理解をいただきたいし、御使用もいただきたいと思っております。

ただ、やはり遡及適用というのは今までの例としてはない中で、着手前の適用というものを入れているということも御理解をいただきたいと思っております。

○浅野委員 ありますが、この事業再構築補助金については、あくまでも、これから計画を作成して認可を受けた人だけが対象になります。一部、認可を受ける前に事前に着手して

努力を重ねてきた事業者の皆様と、これからこの制度を活用する事業者の方々に対する公平性の観点からの配慮、何らかの情報発信、そういったところは是非政府としても御検討いただきたいと思っております。

そして、次の質問に移りたいと思っておりますが、次は少しテーマを変えまして、政府が行う政策をどのように評価するのかという点について伺ってみたいと思っております。

今、これまで国会の議論の中でも、麻生大臣が特別定額給付金の効果について様々な発言をされてきたのは私も確認をさせていただいておりますが、まずこれは事務方にお伺いしたいと思います。この特別定額給付金の政策の効果がどうだったのか、これについて答弁を求めたいと思っております。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。特別定額給付金につきましては、全国を対象に緊急事態宣言が行われた中、昨年四月二十日に決定いたしました緊急経済対策におきまして、家計への支援として実施することとしたものであります。昨年九月二十五日の時点で、予算額の九九・四%に当たります約十二・六六兆円を実際に給付したところでございます。

この特別定額給付金により、経済や国民生活への効果につきましては、この特別定額給付金が一連の施策の一つでございますが、それ以外にも様々な施策が講じられております。それに加え、緊急事態宣言の解除により、経済や国民生活への影響も生じていた中で、特別定額給付金の効果のみを抽出することは技術的に困難を伴う、かように考えております。

なお、総務省の家計調査においては、昨年六月分及び七月分のエアコンなどの家庭用耐久財やパソコンなどの娯楽用耐久財への支出が前年同月に比べて伸びておりまして、特別定額給付金による一定の効果があつた可能性が示唆されているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。今、この特別定額給付金のみによる効果の測定は難しいということでしたけれども、その総務省の方での分析で何らかの示唆がされているということなのですが、今度、総務省の方に伺いたいと思っております。個別政策の評価が難しい場合、政策評価そのものを、全体を見ているのが総務省の政策評価局というところですか、それらではこの特別定額給付金に關連した効果分析というのは行っているのでしょうか。

○白岩政府参考人 お答え申し上げます。政策評価制度では、各行政機関がその所掌する政策の効果測定、分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案や実施に役立てることが基本となっております。

他方で、今答弁もございましたけれども、具体的な政策の評価に際しては、把握可能なデータの限界や關連する政策との相互の關係などがあることを考慮し、各行政機関が評価の目的に照らして適切と判断する評価を行っていくという形になります。

その上で、いずれにいたしましても、制度を所管する総務省行政評価局としては、各省における政策評価の質の向上が図られるよう、その評価の結果を踏まえながら考えていくことになると思っております。

○浅野委員 時間が参りましたが、最後、河野大臣に一言だけいただきたいと思っております。やはり政策効果、この省庁縦割りの影響でなかなか、個別政策の評価として全体評価、今答弁ありましたが、うまくやっているとあるような答弁をしていきましたが、実際にはアウトプットが出てきていないんです。

これをどう変えていくべきなのか、是非、河野大臣、行政改革の観点も踏まえていただけたらありがたいですが、ただだけでもよろしいでしょうか。

○金田委員長 河野太郎国務大臣、時間が来ていますので、簡単にお願いたします。

○河野国務大臣 限られた財源の中で質の高い行

政を行っていくためには、やはりエビデンスに基づいた政策というのがしっかりと行われる必要があると思います。

個々のデータをいかに取っていくか、いろいろな制約があるのかもしれませんが、データが取れませんといってそれで終わりにしたのでは政策の評価ができませんので、引き続き、個々の政策がどのように結果に反映されたのか、データをしっかりと見極めながらEBPMを進めてまいりたいと思っております。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○金田委員長 これにて浅野君の質疑は終了いたしました。

次回は、来る二十二日午前八時五十分から委員会を開会し、集中審議を行うこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会